

呉市請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、呉市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、評定の厳正かつ的確な実施を図り、工事の能率的な施工を確保し、技術水準の向上を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として、当初請負代金額が500万円以上の工事（4, 500万円以上の災害復旧工事）について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事、簡易な維持修繕工事及び永久構造物等の引渡しを受ける目的物がない災害復旧工事などについては、評定を省略できるものとする。

(評定者)

第3条 完成検査において評定を行う者（以下「評定者」という。）は、呉市請負工事等検査規程（昭和50年呉市訓令第3号）第3条第1項に規定する検査員（以下「検査員」という。）、呉市建設工事監督要領（昭和62年11月25日実施）第6条第2号に規定する主任監督員（以下「主任監督員」という。）及び同要領第6条第3号に規定する一般監督員（以下「一般監督員」という。）とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

(評定方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、1件の工事の一般監督員、主任監督員又は検査員がそれぞれ2人以上いる場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

3 評定に当たっては、別に定める考査項目別運用表及び「施工プロセス」チェックリスト（以下「考査項目別運用表等」という。）により採点するものとする。

4 評定の採点の集計は、工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。

5 完成検査における工事成績採点表の記入順位は、一般監督員、主任監督員、検査員の順とする。

(評定の結果の提出等)

第5条 一般監督員、主任監督員は、工事成績採点表及び考査項目別運用表等を評定ごとに工事担当課長の決裁を受けた上、遅滞なく検査員に提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績採点表及び考査項目別運用表等を技術監理室長に提出しなければならない。

3 技術監理室長は、前項の規定により提出された評定の結果を確認し、遅滞なく、工事担当課長へ通知するものとする。

4 技術監理室長は、第2項の規定により提出された評定の結果に基づき、工事検査実績を月ごとに集計し、翌年度初めに工事検査調書を作成して、工事成績評定に関わる部署

へ報告する。

（評定の結果の通知）

第6条 技術監理室長は、完成検査における評定の結果を、工事成績評定通知書（様式第2号）及び項目別評定点（様式第3号）により、速やかに当該工事の受注者に通知するものとする。

2 技術監理室長は、前項の規定による評定の結果の通知後に当該評定を修正すべき点が認められた場合は、必要な修正を行った上、その修正結果を当該工事の受注者に遅滞なく通知するものとする。

（説明請求等）

第7条 前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた受注者は、通知日から起算して3週間以内（期間の末日が閉庁日に当たるときは、その日から後で最も近い開庁日を末日とする。）に、呉市長に対し、評定内容の説明を、工事成績評定に関する説明依頼書（様式第4号）により求めることができる。

2 技術監理室長は、前項の規定により評定内容の説明を求められたときは、当該工事を所管する部の長と協議の上、工事成績評定の照会事項に対する説明書（様式第5号）により、回答するものとする。この場合において、技術監理室長は、必要があると認めるときは、呉市入札参加業者選定委員会に意見を求めることができる。

（評定の結果の公表）

第8条 技術監理室長は、第6条の規定により通知した結果を、原則として当該通知日から起算して5週間以内に公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、受注者に通知した工事成績評定通知書の写しを、技術監理室において閲覧に供することにより行うものとする。

3 公表の期間は、公表した日の属する年度を含め、4年度間とする。

（評定の結果の活用）

第9条 工事品質を向上させるため、第6条の規定により通知した結果を年度毎に集計し、インターネットを利用（技術監理室ホームページをいう。）して、通知した翌年度に公表する。

付 則

（実施期日）

1 この要領は、平成26年5月13日から実施する。

（旧要領の廃止）

2 呉市請負工事成績評定要領（平成25年5月28日実施）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の規定は、平成26年5月13日以降に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

（平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事に対する評定の対象の特例）

4 永久構造物等の引渡しを受ける目的物がある平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事（平成31年1月1日以降に公告又は指名するものに限る）については、第2

条中「５００万円」とあるのは「３，５００万円」と読み替えて同条の規定を適用する。

改正 平成２７年４月１日

改正 平成３０年４月１日

改正 平成３０年８月１日

改正 平成３０年１０月１８日

改正 平成３１年１月１日

改正 平成３１年４月１日

改正 令和元年５月１日

改正 令和４年４月１日

改正 令和４年１０月１日

改正 令和６年４月１日

改正 令和７年６月１日